

議 長	局 長	課 長	総務調査G長	議事G長	担 当	関 係 者
阿多	西田	立野	森	原田		上野 東

第8号様式（第7条関係）

<議員用>



令和4年 3月31日

霧島市議会議長 阿多 己清 様

住 所 霧島市隼人町内山田1693-5

議 員 名 竹下 智行



政務活動費収支報告書

霧島市議会政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、下記のとおり令和3年度霧島市議会政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収入 政務活動費 120,000円
 その他 0円

2 支出 (単位:円)

項目	金額	備考 (主な内訳)
調査研究費	0円	
研修費	0円	
広報費	0円	
広聴費	0円	
要請・陳情活動費	0円	
会議費	0円	
資料作成費	0円	
資料購入費	0円	
人件費	0円	
事務所費	95,575円	別紙のとおり
合計	95,575円	

3 残 額 24,425円

任意様式6 (参考例)

政務活動費支出内訳書 (令和3年度)

				頁	1
項目番号	支出年月日	支出内容	充当金額	領収書番号	備考
10	12/1	事務所家賃(12月分)	17,500円	①	按分1/2
10	1/2	事務所家賃(1月分)	17,500円	②	按分1/2
10	2/1	事務所家賃(2月分)	17,500円	③	按分1/2
10	2/3	電気代(1月分)	2,400円	④	按分1/2
10	3/1	事務所家賃(3月分)	17,500円	⑤	按分1/2
10	3/4	電気代(2月分)	2,862円	⑥	按分1/2
10	3/31	スクリーン	7,590円	⑦	按分1/2
10	3/31	ファイル	1,337円	⑧	按分1/2
10	3/31	シュレツダ	5,250円	⑨	按分1/2
10	3/31	A4コピー用紙	587円	⑩	按分1/2
10	3/31	A3コピー用紙	1,042円	⑪	按分1/2
10	3/31	2穴パンチ	528円	⑫	按分1/2
10	3/31	インクジェット	2,950円	⑬	按分1/2
<p><項目番号></p> <p>1 調査研究費 2 研修費 3 広報費 4 広聴費 5 要請・陳情活動費</p> <p>6 会議費 7 資料作成費 8 資料購入費 9 人件費 10 事務所費</p>					

任意様式6 (参考例)

政務活動費支出内訳書 (令和3年度)

				頁	2
項目 番号	支出年月日	支出内容	充当金額	領収書 番号	備考
10	3/1	コンパクトマルチスピーカー	1,029円	⑭	按分1/2
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
<項目番号> 1 調査研究費 2 研修費 3 広報費 4 広聴費 5 要請・陳情活動費 6 会議費 7 資料作成費 8 資料購入費 9 人件費 10 事務所費					

領収書貼付台紙

① 領 収 証 竹下 智行 様 No. 1

金額 ¥35,000-

内 訳
○現金
小切手 /
手形 /
消費税額等(%)
消費税額等(%)

但家賃12月分と
R.3年12月1日 上記正に領収いたしました

番町車町真尋 950-11
登園 和代

収入印紙

登録番号

GR1621

② 領 収 証 竹下 智行 様 No. 2

金額 ¥35,000-

内 訳
○現金
小切手 /
手形 /
消費税額等(%)
消費税額等(%)

但家賃1月分と
R.4年1月2日 上記正に領収いたしました

番町車町真尋 950-11
登園 和代

収入印紙

登録番号

GR1621

③ 領 収 証 竹下 智行 様 No. 3

金額 ¥35,000-

内 訳
○現金
小切手 /
手形 /
消費税額等(%)
消費税額等(%)

但家賃2月分と
R.4年2月1日 上記正に領収いたしました

番町車町真尋 950-11
登園 和代

収入印紙

登録番号

GR1621

領収書貼付台紙

④

電気料金ご入金実績

Web発行

2022年 4月19日発行

ご入金実績は以下のとおりです。

竹下 智行様

(お客さま番号 XXXXXXXXXX)
(ご使用用途 ウチヤマタ 2-2-13)

2022年 1月分 (入金日 2月 3日)

領収金額	4,800円	(うち消費税等相当額 436円)
-------------	--------	------------------

領収金額には以下を含みます。

燃料費等調整額	45円
再エネ賦課金	463円

(ご使用期間) 12月17日～ 1月20日

(ご使用量) 138kWh

(金融機関)

<印刷してご利用されるお客さまへ>

領収内容を証明するという点では、従来の領収証と代わりません。
 なお、公共機関等へご提出される場合は、ご提出機関によって要件を満たさない
 場合もございますので、予めご確認いただきますようお願い致します。
 ※領収データを両面表示したものであるため、印刷してご利用された場合でも、
 印刷課税文書には該当しません。

小売電気事業者登録番号A0275
九州電力株式会社
 (作成地: 福岡市中央区渡辺通2丁目1-82)

⑤

領 収 証 竹下 智行 様 No. ④

金額	¥ 35,000-
----	-----------

内 訳

現金

小切手 /

手形 /

消費税額等(%)

消費税額等(%)

但 家賃 3月分と
 4年3月1日 上記正に領収いたしました

XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX

収入印紙

登録番号

任意様式 5

領収書貼付台紙

⑥

電気料金ご入金実績

Web発行

2022年 4月19日発行

ご入金実績は以下のとおりです。

竹下 智行様

(お客さま番号 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX)

(ご使用用途 ウチヤマダ 2-2-13)

2022年 2月分 (入金日 3月 4日)

領収金額	5,724円	(うち消費税等相当額 520円)
-------------	--------	------------------

領収金額には以下を含みます。

燃 料 費 等 調 整 額	150円
再 エ ネ 賦 課 金	567円

(ご使用期間) 1月21日～ 2月17日

(ご使用量) 169kWh

(金融機関)

<印刷してご利用されるお客さまへ>

領収内容を証明するという点では、従来の領収証と代わりません。
 なお、公共機関等へご提出される場合は、ご提出機関によって要件を満たさない場合もございますので、予めご確認いただきますようお願い致します。
 ※領収データを画面表示したものであるため、印刷してご利用された場合でも、印刷課税文書には該当しません。

小売電気事業者登録番号A0275

九州電力株式会社

(作成地:福岡市中央区渡辺通2丁目1-82)

発行日:2022年03月31日

管理No.0950-404-0013767

伝票No.0950-404-169219

領収書

竹下 智行 様

¥15,180 (内消費税 ¥1,380)

但し スクリーン 代として。

支払内訳
 カード ¥15,180 10%対象 ¥15,180(内消費税 ¥1,380)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ
 群馬県高崎市栄町1-1

印紙税申告納
 付につき高崎
 税務署承認済

※印刷面を内側に折って保管願います。



任意様式 5

領収書貼付台紙

⑧ R0005-#5403

領 収 証

00056452号

竹下 智行 様

¥2,675

明細(別紙)外 ¥2,675(現金) ¥0(その他) ¥0(内消費税等) ¥243
 但し、御品代(ファイル)として
 2022年 3月31日 上記正に領収しました。
 株式会社ハンズマン
 宮崎県都城市吉尾町2080番地
 国分店 TEL0995-48-8788
 担当者

印

⑨ R0005-#5401

領 収 証

00056451号

竹下 智行 様

¥10,500

明細 ¥10,500(現金) ¥0(その他) ¥0(内消費税等) ¥954
 但し、御品代(シュレッダー)として
 2022年 3月31日 上記正に領収しました。
 株式会社ハンズマン
 宮崎県都城市吉尾町2080番地
 国分店 TEL0995-48-8788
 担当者

印

⑩ 発行日:2022年03月31日

管理No.0950-404-0013768

伝票No.0950-404-169220

竹下 智行 様

¥1,174 (内消費税 ¥106)

但し A420-用紙 3束 代として。

支払内訳
 カード ¥1,174 10%対象 ¥1,174(内消費税 ¥106)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ
 群馬県高崎市栄町1-1

印紙税申告納
 付につき高崎
 税務署承認済

※印刷面を内側に折って保管願います。

⑪ R0005-#5375

領 収 証

00056447号

竹下 智行 様

¥2,085

明細(別紙)外 ¥2,085(現金) ¥0(その他) ¥0(内消費税等) ¥189
 但し、御品代(A320-用紙 3束)として
 2022年 3月31日 上記正に領収しました。
 株式会社ハンズマン
 宮崎県都城市吉尾町2080番地
 国分店 TEL0995-48-8788
 担当者

印

領収書貼付台紙

⑫

領 収 証

竹下 智行 様 2022年 3月 31日

★ ￥ 1056

但 2穴パンチ代として
上記正に領収いたしました

内 訳

税率	金額(税抜・税込)	鹿児島県霧島市国分野
%	消費税額等	RT E 株式会社
税率	金額(税抜・税込)	TSUTAYA BOOKSTORE 霧島
%	消費税額等	TEL 0995-481-8717 FAX 0995-481-8718

コクヨ ウケ-1048

⑬ 発行日:2022年03月31日

管理No. 0950-404-0013769

伝票No. 0950-404-169221

領収書

竹下 智行 様

¥5,900 — (内消費税 ¥536)

但し インジゴット 2箱 代として。

支払内訳
カード ¥5,900 10%対象 ¥5,900(内消費税 ¥536)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済

※印刷面を内側に折って保管願います。



B0950404169221B

⑭ 発行日:2022年03月31日

管理No. 0950-404-0013770

伝票No. 0950-404-169222

領収書

竹下 智行 様

¥2,059 — (内消費税 ¥187)

但し コレクタイルスピーカー 代として。

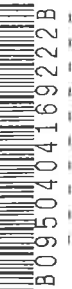
支払内訳
カード ¥2,059 10%対象 ¥2,059(内消費税 ¥187)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済

※印刷面を内側に折って保管願います。



B0950404169222B

建物賃貸借契約書

貸貸人 [redacted] と賃借人 竹下智行 の間に、次のとおり建物賃貸借契約を締結します。

第一条 (目的建物の表示) 賃貸人はその所有する次に表示の建物を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

建物の所在場所 鹿児島県霧島市隼人町内山田2丁目2-13

第二条 (賃貸借期間) 賃貸借の期間は、2022年12月1日から2022年3月31日までの期間とします。ただし、賃貸人・賃借人は、協議のうえ本契約を更新することができるものとします。

第三条 (賃料) 賃料は毎月金(未納高) 円とし、賃借人は毎月、木曜日まで、翌月分を賃貸人の住居に持参もしくは送金して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の急激な変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となつたときは、賃貸人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができるものとします。また、本件建物の一部が、火災その他の災害で滅失し、もしくは公共事業のため、買い上げ、収容または使用されるとき(ただし、いずれも残存部分のみで本契約の目的を達成できる場合に限ります)は、賃借人は、契約期間中であっても賃貸人との協議に基づき、当該滅失等された部分に相当する賃料を減額することができるものとします。

第四条 (敷金) 賃貸人は敷金として金 円を賃借人から申し受けるものとします。敷金は賃料債務その他の本契約に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する債務を担保する目的で預託されるものであり、利息を付さないものとします。賃借人の債務への充当の範囲、方法およびその返還については本契約に定めることとします。

第五条 (使用目的) 賃借人は、本件建物(事務所)に使用するほか、他の用途に使用してはなりません。

第六条 (原状変更・既設等の禁止) 賃借人は、次の場合には、事前に賃貸人の書面による承認を受けなければなりません。
一、建物の改造、増築、模様替等の原状を変更するとき。
二、賃借人が賃借権を譲渡し、または本件建物を賃貸するとき(独立世帯の同居人を置く等一部の転貸、法人等への切替およびその他名目のいかんを問わず事実上の譲渡、転貸と同様の結果となるすべての場合を含みます)。
三、賃借人が、本件建物の使用に必要な修繕を自らおこなうとき。ただし、賃借人が修繕が必要である旨通知し、もしくは賃貸人がその旨知ったにもかかわらず、賃貸人が相当期間内に必要な修繕をしないとき、急迫の事情があるとき、または第九条に定める小修繕の場合はこの限りではありません。

第七条 (当然終了) 本契約は、次の場合には、当然に終了します。

- 一、本件建物が火災その他の災害で大破または滅失したとき。
- 二、本件建物の全部が公共事業のため、買い上げ、収容または使用され、本契約を存続することができないとき。

第八条 (契約解除) 次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。

- 一、賃借人の使用に供している本件建物の一部が火災その他の災害で大破または滅失し、もしくは公共事業のため、買い上げ、収容または使用され、これらにより本契約の目的を達成することができないとき。
- 二、賃貸人の事前の承諾なく、建物の改造、増築、模様替等の原状の変更をおこなつたとき。
- 三、賃貸人の事前の承諾なく、賃借人が賃借権を譲渡し、または本件建物を賃貸するとき。
- 四、賃借人が自身あるいは契約締結時に賃貸人に申告した家族以外の者に賃貸人の事前の承諾なく本件建物を占有させたとき。
- 五、遅期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。
- 六、賃借人につき仮差押、仮処分または強制執行を受けたとき。
- 七、賃借人に対し破産、破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立があつたとき、あるいは賃借人が自らこれら手続の申立をしたとき。
- 八、賃借人が事業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
- 九、賃借人振出の手形小切手が不渡処分を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
- 十、賃借人の財産または信用状態が悪化し、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

二、反社会的勢力との関係において、(イ)賃借人自身または賃借人の役員等が反社会的勢力と認められるとき、(ロ)反社会的勢力が賃借人の経営に実質的に関与していると認められるとき、(ハ)賃借人が反社会的勢力を利用したと認められるとき、(ニ)賃借人が反社会的勢力に対して資金等を提供もしくは便宜を供するなどの関与が認められるとき、(ヘ)賃借人自らまたは第三者を利用して不当な要求行為、脅迫行為もしくは暴力行為またはこれに準ずる行為を行つたとき。なお、本条における反社会的勢力とは、暴力団、準暴力団、暴力団員でなくなったときから五年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、政治活動、宗教活動、社会運動等標榜グループまたは特殊知能暴力集団、その他これらに関連または準ずる者をいいます。

2 賃借人が、(イ)賃料の支払いを怠つたとき、(ロ)賃料の支払いを滞りおこなつたとき、(ハ)本契約に定める使用目的以外の用途に使用したとき、(ニ)その他本契約に違反したときにおいて、賃貸人はこれを是正するよう催告をし、相当期間を経過した後これが是正されないときは、本契約を解除することができるものとします。ただし、(イ)および(ロ)について、前項に定める事項にも該当する場合は前項の定めを優先して適用し、これに概するものとします。

第九条 (修繕義務) 本件建物の部分的な小修繕は、賃借人が費用を負担して自らおこなうものとします。

第十条 (原状回復・損害賠償義務) 賃借人(その家族、使用人を含みます)の責に帰すべき事由により本件建物を汚損、破損もしくは滅失したとき、または賃貸人の承諾なしに建物の原状を毀損したときは、賃借人はすみやかにこれを原状に回復し、または損害の賠償をするものとします。

第十一条 (公租公課・ガスの使用料等) 賃貸人は建物に関する公租公課を負担し、賃借人は電気、水道、ガス等の使用料を負担します。

第十二条 (滞滞賃料等への充當等) 敷金には利子をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠つたとき、または第十条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃貸人は本契約終了前であってもその敷金をもつてその弁済に充當することができるものとします。この場合、賃借人は賃貸人に対し当該充當部分に相当する金額を敷金として交付しなければなりません。

第十三条 (敷金の返還) 賃貸人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から建物の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料もしくは第十条の損害賠償金額があるとき、または第十五条に定める賃借人の義務が履行されないときはこれを差し引き、またはその費用を留保したうえでその残額を返還するものとします。

第十四条 (修繕料等の不請求) 賃借人は、本件建物の明渡しに際し、賃貸人に対し、移転料、立退き料、その他これらに類する金銭上の請求をしないものとします。

第十五条 (回復しの際の原状回復義務等) 賃借人は、本件建物の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部取去し、本契約中に賃借人が造作・加工・敷置したものがあれば賃貸人が取去を求めない旨表明した場合を除いてすべてこれを取去し、本件建物を原状に復したうえで(ただし、通常の使用および収益によつて生じた本件建物の損耗ならびに本件建物の経年劣化は原状回復の対象ではないものとします)、賃貸人の立会を求め、本件建物の引渡しをするものとします。

第十六条 (違約金) 賃借人は、本契約が終了した場合において、現実に本件建物の明渡しをしない間は、賃料相当額の滞滞の違約金を支払うものとします。

第十七条 (連帯保証) 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づき賃借人の一切の債務について保証し、本契約に定める賃料 年分を上限として、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。

第十八条 (合意管轄) 本契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第十九条 (特約事項)

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書 通を作成し、各自署名捺印のうえ、各一通を所持します。

2022年 11月 30日

賃貸人 現住所 氏名 [redacted]

賃借人 現住所 鹿児島県霧島市隼人町内山田13-5 氏名 竹下智行

連帯保証人 現住所 氏名 [redacted]

任意様式 7 (参考例)

備品台帳

会派名 議員名	竹下 智行			NO. 1	
番号	品名	型番			
1	スクリーン	Wizz WSC-S84	取得年月日	令和4年3月31日	
			取得価格	15,180円	
			保管場所	事務所	
			廃棄年月日		
			備考		
2	シュレッダ	Nakabayashi NSE-505	取得年月日	令和4年3月31日	
			取得価格	10,500円	
			保管場所	事務所	
			廃棄年月日		
			備考		
3			取得年月日		
			取得価格		
			保管場所		
			廃棄年月日		
			備考		
4			取得年月日		
			取得価格		
			保管場所		
			廃棄年月日		
			備考		